

2025年5月13日

各位

会 社 名 日 本 信 号 株 式 会 社
代 表 者 名 代表取締役社長 塚本 英彦
(コード番号：6741 東証プライム)
問 合 せ 先 総務部長 藤本 浩正
(TEL：代表 03-3217-7200)

当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）の廃止
及び定款一部変更についてのお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「当社株式の大量買付行為に関する対応策」（以下「本買収防衛策」といいます。）を継続せず、その有効期限である2025年6月20日開催予定の第142回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時をもって廃止することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本買収防衛策の廃止に伴い、当社定款における買収防衛策に関する規定（第36条）を削除する予定であり、本定時株主総会に、「定款一部変更の件」として付議することを決議しておりますので、あわせてお知らせいたします。

記

1. 買収防衛策の廃止

当社は、2022年6月24日開催の第139回定時株主総会で更新した株式の大量取得行為に関する対応策（本買収防衛策）の存廃について、国内外の機関投資家をはじめとする株主の皆さまのご意見や、買収への対応方針を巡る近時の動向等を踏まえて検討を重ねてまいりました。その結果、本定時株主総会終結の時をもって本買収防衛策を継続しないことといたしました。

なお、当社は、本対応策の廃止後も、株主共同の利益の確保・向上等に向けた取り組みを一層推進してまいります。また、株主共同の利益の確保・向上等を損なうおそれのある当社株式の大量買付行為が行われる場合には、大量買付行為を行う者に対し、株主の皆さまがその是非を判断するために必要かつ十分な時間と情報の提供を求め、金融商品取引法、会社法その他関係法令の許容する範囲内において、その時々において適宜適切な施策を講じてまいります。

2. 定款の一部変更

(1) 定款一部変更の理由

本買収防衛策を継続せず、有効期間満了をもって廃止することといたしますので、現行定款第7章を削除するものであります。

(2) 定款変更の内容

定款の変更内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<u>第7章 買収防衛策</u> <u>(買収防衛策の導入等)</u> <u>第36条 当会社の株主総会は、当会社の株式の大量</u> <u>取得行為に関する対応策（以下「買収防衛</u> <u>策」という。）の導入、変更、継続及び廃</u> <u>止に関する決議を行うことができる。</u> <u>2 前項に定める買収防衛策とは、当会社の財</u> <u>務及び事業の方針の決定を支配する者の在</u> <u>り方に関する基本方針に照らして不適切な</u> <u>者によって支配されることを防止するた</u> <u>めの取組みとして事前に定めるもののうち、</u> <u>当会社の発行する株式その他の権利の大規</u> <u>模な買付行為等を行おうとする者に対し</u> <u>て当社が遵守を求める手続ならびに大規模</u> <u>な買付行為等に関して当社が行う対抗措</u> <u>置の要件、手続、内容等の定めをいう。</u> <u>3 第1項に規定する株主総会の決議は、議決</u> <u>権を行使することができる株主の議決権の</u> <u>3分の1以上を有する株主が出席し、その</u> <u>議決権の過半数をもって行う。</u>	(削除)

(3) 定款変更の日程

定款変更のための株主総会開催日	2025年6月20日(予定)
定款変更の効力発生日	2025年6月20日(予定)

以 上